

長崎県新しい公共支援事業
平成24年度新しい公共の場づくりのためのモデル事業(県分)
募 集 要 項

～ N P O等を含む多様な主体間の連携・協働による地域課題解決の取り組み支援～

趣旨

地域における諸課題の解決に向けて、行政だけでは対応が不十分なケースが増え、NPO等による「新しい公共」の活動により、良好で効率的なサービスを提供していくことが必要となっています。「新しい公共」の推進に当たっては、NPO等の自立的な活動が基本となる一方、地方自治体の理解と連携も必要不可欠であることから、本事業により、地方自治体とNPO等の協働のモデル作りを進めていくものです。

また、本事業は、多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる「新しい公共」の体制を構築し、問題解決を図っていくプロセスをモデル的に実施するものであり、多様な参加者による推進組織などの協働の場が設置され、事業終了後においても「新しい公共」による取り組みの継続・発展の環境作りが行われることを目指しています。

以上の趣旨に合致し、そのプロセスが他の地域のモデルとなるような平成24年度に実施する事業(県分)を募集します。

1 定義

(1) 新しい公共とは

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいいます。

(2) NPO等とは

特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織を指した呼称です。

2 応募資格者

地域からの提言等をもとに協働する県内のNPO等と県が連携して、または県内のNPO等と県を構成員に含む協議体が応募できます。

(1) 申請者

県事業担当課長（NPO等と県が連携する場合） NPO等と連名で応募
協議体代表者（NPO等と県を構成員とする協議体を設置する場合）

協議体の場合は以下の県を全て満たすこととします。

- ・ 代表者が定められていること。
- ・ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、意思決定方法、解散した場合の地位継承者、事務処理・会計処理方法、運営に関して必要な事項について、規約その他の規程が作成されていること。
- ・ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(2) 応募資格のあるNPO等の要件

事業主体となるNPO等は、長崎県内に事務所を有し、以下の要件を全て満たす必要があります。

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

著しく特定の個人または団体の利益を図る活動を実施していないこと。

宗教活動または政治活動（政策提言活動は除く）を主たる目的としていないこと。

暴力団または暴力団員の統制下にある団体でないこと。

特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に基づき事業報告書等を所轄庁に提出していること。

「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

「新しい公共」が目指す社会の実現のために、市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。

資金、活動面において自立のための支援を必要としていること。

情報開示がなされていること、または支援事業の取り組み期間中に情報開示がなされる予定であること。

継続的に活動を行う団体等であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。

定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算、決算書が整備されていること。または支援事業の取り組み期間中にこれらが整備される予定であること。

3 対象事業

(1) 一般枠

応募できる事業は、以下の～の全ての項目を満たすものです。

地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルとなるもの。

新しい公共の担い手などの提言をもとに、NPO等と県が提携して、またはNPO等と県を構成員に含む協議体が実施主体になるもの。

多様な担い手（NPO等、行政、企業を可能な限り含み、その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を目標とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体を立ち上げ、新しい公共による取り組みを進めるもの。

事業成果が一時的なものとならないように当該モデル事業終了後も会議体を活用した取り組みを継続することが可能なもの。

既に実施している事業の振替ではなく、新しい取り組みとなるもの。

(2) NPO等支援重点化枠

(1)～に追加して、以下の項目を満たす場合、NPO等支援重点化枠事業とみなします。

応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、しくみ面の取り組みの強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの。

たとえば、モデル事業に関係するNPO等が自立的・主体的活動を継続していくため、人材育成、事業化・立ち上げ支援、市民ファンド等の設置、成功事例の普及・啓発などの施策を含むものなどが想定されます。

4 事業の実施期間

対象事業として知事が決定した日から平成25年3月31日まで。

5 事業費等

(1) 対象となる経費

事業に必要な人件費（関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く）、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費等

その他、事業を実施するために必要かつ適切な経費については、別途ご相談ください。

なお、本事業は施設等の整備を目的とするものではなく、ソフト面の施策を重視することから、施設等の整備及び設備備品の購入については、その用途が本事業の趣旨に合致し、かつ、整備や購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限り（その際の上限は個々の事業に係る経費の概ね 1 / 2 以内。）ものとします。

(2) 対象外経費

NPO等の運営に係る経常的経費は対象外とします。

また、行政による他の補助金等に採択されている事業は対象外とします。ただし、補助対象部分が明確に区分できる場合はこの限りではありません。

さらに、行政による他の補助制度等の対象となりうる事業は当該補助制度等を優先活用することとします。当該補助制度等の活用が困難な場合は、本事業の対象として認めますが、当該補助制度等の助成率・上限額等を上限とします。

(3) 申請に係る費用

申請書類の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とします。

(4) 事業費交付率

10分の10以内です。

(5) 事業費

1件の申請につき、100万円以上500万円以下とし、予算の範囲内で採択を決定します。

(6) 事業費の交付

上記(1)の経費に対して、上記(5)の金額の範囲内で、次の または により、交付します。

NPO等と県が連名で応募した事業の場合は、当該県事業担当課に事業費を交付します。

協議体に応募した事業の場合は、協議体に事業費を交付します。

(7) 事業費の交付時期

事業費を交付するにあたっては、事業の決定通知受領後に補助金等の交付申請手続きを行います。

事業の決定時期と事業費の交付時期は異なりますので、事業の開始時期は、連携先であるNPO等と十分協議の上、決定してください。

(8) 事業費の返還

事業収入

事業の実施により収入の見込みがある場合には、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてください。

当該事業の実施により、発生した収入がある場合、得られた収入は対象事業費から差し引いてください。

事業費の執行残額

交付金額が、事業対象経費を上回った場合、上回った額を返還していただきます。

6 募集期間

平成24年1月26日（木）から平成24年2月29日（水）17時45分 まで（必着）

7 応募方法

必要様式（様式：下記ホームページからダウンロードまたは提出先に請求）および添付書類を持参または郵送により提出してください。

また、書類の作成等について疑問な点がある場合も、窓口にお問い合わせください。

（様式のダウンロード） 長崎県男女参画・県民協働課（NPO・ボランティア情報）

<http://www.pref.nagasaki.jp/npo/index.html>

（1）提出書類

申請書（様式第1号）

申請事業の概要（様式第2号）

提案事業の実施スケジュール（様式第3号）

提案事業の収支予算書（様式第4号）

提案団体調書（様式第5号）（県・市町は除く）

成年被後見人に該当しないことを確認した旨の書面（様式第6号）（任意団体のみ）

団体目的等についての確認書（様式第7号）（任意団体のみ）

NPO等支援重点化枠に該当することを示す説明書（様式第8号）（NPO等支援重点化枠申請者のみ）

連携して申し込む団体（協議体の場合には主担当となるNPO等）の定款、会則、規則等

（協議体の場合）協議体として求められている要件を満たしていることを示す資料

その他参考資料

・団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料（添付任意、A4サイズ10枚以内）等

（2）提出・問い合わせ先

〒850-0862

長崎市出島町2-11 出島交流会館3階 長崎県男女参画・県民協働課県民協働推進班

電話：095-895-2314 ファクシミリ：095-822-4739

E-mail：s03510@pref.nagasaki.lg.jp

（3）提出部数

12部（正1部、副11部）

8 審査

（1） 必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正等をお願いすることがあります。

（2） 審査は、民間有識者等で構成する「長崎県新しい公共支援事業運営委員会」で行い、公開プレゼンテーションで事業提案者自らが提案事業について発表していただきます。

また、審査にあたって、必要に応じて事前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

（3） 審査は、プレゼンテーション内容や質疑応答内容など総合的な視点から、あらかじめ定めた次の評価項目および評価点に基づき、評価の総合点の最上位の提案者から順位に従い、予算額の範囲内において実施事業を選定します。ただし、総合点において、満点の6割未満の場合は、選定しないものとします。

（4） 事業を選定するにあたり、一般枠の事業より総合点による順位が低位にあるNPO等支援重点化枠の事業が選定される場合があります。

項目	評価項目	評価点
1	新しい公共の場づくりのためのモデル事業の趣旨に合致する事業計画か。	10
2	目的及び内容等が妥当であるか。	10
3	NPO等と地方自治体の連携であるか。	10
4	事業により大きな成果を期待できるか。	10
5	事業に継続性、発展性が見込まれるか。	10
6	新規性があり、地域の諸課題の解決に向けた先進的なモデル事業としてふさわしいか。	15
7	事業に普及性はあるか。	10
8	地域の諸課題解決のために多様な主体からなる体制となっているか。	15
9	事業経費は適切に見積もられているか。	10

(5) 選定結果は、各応募者あてに通知するとともに、長崎県男女参画・県民協働課ホームページ「NPO・ボランティア情報」において公表します。

9 採択・決定

- (1) 審査での選定結果に基づき、県において提案事業及び団体を支援対象として内定の上、その旨連絡しますが、正式決定はあくまで県の平成24年度予算成立後（平成24年3月中旬以降目途）となります。その際は改めて通知します。
- (2) 採択した事業については、実施方法・交付対象事業費などについて条件を付す（交付額の圧縮を含む。）場合があります。
- (3) 交付対象事業費については、審査終了後に経費の内容等を精査の上決定します。

10 事業実施

- (1) 選定された事業の申請者は、平成24年度4月以降に補助金等の交付申請手続きを開始し、交付決定後に事業を実施することとします。
- (2) 申請者が県事業担当課の場合は、男女参画・県民協働課から当該事業担当課に再配当を行います。当該事業担当課は、NPO等に委託する等により、事業を実施します。
- (3) 申請者が県を含む協議体の場合は、男女参画・県民協働課から当該協議体に補助を行います。当該協議体はNPO等に委託する等により事業を実施します。

11 事業評価

- (1) 事業終了後、別途県が指示する事業報告書を提出していただきます。

12 情報公開

- (1) 本事業の応募状況（団体名及び提案事業名）、審査結果、採択事業の事業内容や実施状況及び前項の報告等の内容については、その概要等をホームページ等により広く紹介させていただきます。
- (2) 提出いただいた書類は、個人情報を除き、情報公開の対象となります。

- (3) 実施主体であるNPO等は、事業決定後3ヶ月以内に別途指定する「標準開示フォーマット」により団体情報を公開する義務を負います。開示は、県のホームページへの掲載で行いますが、実施主体であるNPO等や県事業担当課のホームページ等でも掲載されるようお願いします。

13 調査・検査

- (1) 事業費が適正に活用されているかどうかを判断するため、事業に係る各種会計書類等の確認及び現地調査をさせていただく場合があります。
- (2) 本事業は、国の新しい公共支援事業による交付金により実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3項による検査の対象になります。

14 事業採択の取消し

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、事業採択の決定を取消しまたは交付金の返還を求めることがあります。

提出される書類に虚偽の記載があった場合。

実施主体が、本要項もしくはこれに基づく知事の処分または指示に違反した場合。

実施主体が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合。

実施主体が、交付事業に関して不正、その他不適切な行為をした場合。

15 その他

(1) 提出書類等の扱い

提出していただいた書類等については、返却いたしませんので予め御了承ください。

(2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

なお、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

また、本事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、内閣府の求めに応じて、使用状況を報告することとなります。

(3) 国事業との関係

本事業は、この要項の定めるところによるほか、国の「新しい公共支援事業実施要領」、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」(平成23年4月)の規定により実施します。

(4) NPO等からの相談体制

本事業について、県との連携あるいは協議体を構成することにより実施することを希望するNPO等において、県における具体的な協働検討の申し込み窓口が不明の場合は、男女参画・県民協働課にお問い合わせください。

(5) 提出書類の差し替えについて

提出後の書類の差し替えは、原則認められません。提出した事業内容や経費の積算内訳等とプレゼンテーション審査の説明が異なることにならないよう、提出前に応募内容を精査のうえ、応募ください。

(6) 交付枠について

概ね1,500万円以内を予定しています。